

広報水巻

3月25日

第545号

毎月10日・25日
福水巻町発行



とじて保存しなすう

町の人口

(59年2月末現在)

人口	29,434人
男	14,331人
女	15,103人
世帯数	9,439世帯
(2月の異動)	
転入 133人	出生 31人
転出 139人	死亡 16人

3年間の思い出を胸に

梅の香ただよう春3月——。小学校480名、中学校378名が学舎を巣立ちました。ここ水巻中学校では、応援団に威勢よく送られた卒業生たちも校門の前では、恩師と手をにぎり合う生徒の目に一粒の涙が——。さすがに3年間の思い出がこみあげてくるのでしょうか——。

校門では別れを惜しむ卒業生の姿が、冷たい春風にさそわれながらも去勢(さ)いようでした。(3月15日水巻中学校)

家族で守ろう、交通弱者、

春の全国交通安全運動
4月6日～15日

皆さん！これだけは必ず守りましょう

■横断歩道を正しく渡りましょう。



●安全な横断のしかたをおしえよう!!

■シートベルトは必ず締めましょう。



●シートベルトは命綱!!

■昼間でもライトをつけましょう。



●昼間でも照らすライトが身を守る!!

交通安全は



家庭から!

■二輪車は必ずヘルメットをかぶりましょう。



●スピードはひかえめに!!

■暴走運転はやめましょう。



●暴走は「しない・させない・見に行かない!!」

■違法な駐車はやめましょう。



●違法な駐車が招く事故!!

暖かい日差しに誘われて、何となく外出したい気分になってしまおう——春はそんな季節です。でも気をつけてください。狭い日本には人や車があふれています。

昭和五十八年中に発生した交通事故は、全国で五十二万五千九百三十三件(二日平均千四百四十一件)前年比で二万三千六百四十二件(四・七%)も増えています。福岡県でも死者が三百人を超え(三百一人)、昨年十一月七日「交通事故多発警戒宣言」を出して事故抑制に努めました。なかでも二輪車の事故、歩行者のお年寄りの事故、自転車乗車中の子供とお年寄りの事故が目立って増えています。

四月六日から十五日までは「春の全国交通安全運動」——歩行者もドライバーも暖かい陽気に気を配ることのないよう、みんなで交通安全を確立し合ってください。

○親が教える

子供の交通マナー

遊びに夢中になっている子供がボールを追いかけて、いきなり道路に飛び出してくる。「キキキツツ」と、車の急ブレーキの音——子供はときどき大人が想像もつかないような衝動的な行動をとりまふ。その結果、思いがけない交通事故の犠牲者となってしまうことが少なくありません。

周囲に対する注意力がまだ十分でなく、安全に対する知識も不十分、そして心身ともに発達過程にある子供は、今日の交通事情からみて、お年寄りとともに一番弱い立場にあるといえます。

それだけに、保護者、特にお母さんは、子供に対するしつけ教育として、交通ルールや事故防止の

ための注意事項などを、ふだんから教えることが大切です。

三月になると、子供たちも戸外で遊ぶことが多くなり、交通事故に遭う危険性もそれだけ高くなります。また、この時期は、新入学(園)シーズンを控え、子供に対する交通安全教育が必要な時期でもあります。通学、通園時間に合わせて、お子さんと一緒に通学(園)路を何回か歩いて、信号機の見方、横断歩道の正しい渡り方を実際の体験を通して指導するようにしましょう。

○家族で防ぐ

お年寄りの交通事故

お年寄りを交通事故から守るには、ドライバーが運転に気をつける一方、家庭では、家族みんなが温かい思いやりをもって、お年寄りに交通ルールなどを教えるようにしましょう。

たとえば、お年寄りが夜間に出出するときは、明るい色の服装をさせたり、夜光反射材をステッキカバンなどに張りつけてください。また、夜間、自転車に乗るのは危険なので、なるべく乗らないように注意することも必要です。

福岡県では、毎月一日を「交通安全県民の日」と定めております。一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールを守り、進んで交通安全活動に参加しましょう。

河川美化月間・4月1日～30日

いつか見た
あのせせらぎを
この川に

この川に

いつか見た あのせせらぎを
この川に、をキョウチフレイズに
河川美化月間が、四月一日から始
まります。
川は、私たちにとってかけがえ
のない生活用水や憩いの場を提供
してくれています。もし、心ない
人が自分一人ぐらいと思つて、川
にゴミを捨てると「チリも積もれ
ば山となる」の語どおり、ゴミの
山ができあがり、川は汚れた飲料水
はもろろ人魚の場として使えなく
なります。現在、遠賀川の水は、
浄水場できれいにできるキリギリ
のところまで水質が悪くなつてい
ます。このままでは、川の水は飲
めなくなり、真心を投げかけてもらいた
いものです。

メータはこのように読みます

☆水道メータは検針員が1カ月ごとにお宅におうかがいし検針します。

☆水道メータの読み方

数字は立方メートル(m³)、赤い針はリットル(l)を示します。水道料金は立方メートル単位で計算しますので、数字の目盛りを読んでください。

このメータは8m³を示しています。お宅のメータは……?



パイロット

量水器点検表	
月分給水使用量	
本月読	
前月読	
差	
使用量	
昭和 年 月 日	
水道町水道課 検針者	

本月読から前月読をさし引いた差引使用量が、お宅の1カ月周の使用量です。

みんなの河川
みんなできれいに

- 川へゴミを捨てないで、せせらぎを大切にしてください。
- ゴミを捨てると、川の水が汚れて、山ができて、山が汚れた飲料水はもろろ人魚の場として使えなくなります。
- 遠賀川の水は、浄水場できれいにできるキリギリのところまで水質が悪くなつています。このままでは、川の水は飲めなくなり、真心を投げかけてもらいたいものです。

●● 保険料を納めないでいると ●●



昨年四月から今年三月までの国民年金保険料は納めましたか、まだ納めてない方は四月二十日まで納めましょう。

四月二十日を過ぎますと町で発行した納付書では納めることが出来なくなり、国の納付書で金融機関に払い込めば、直接社会保険事務所に届けて納めるなど大変手間の掛ることになります。

保険料を納めないままにしておきますと、将来、保険料を納めた期間が不足して老齢年金を受けることができないことにもなりかねません。

また、病気やケガによって受ける障害年金やご主人の死によって給付される母子年金についても

金
日
だより

国民年金保険料は
年度内に納めましょう

一方、国民年金の給付については、拠出年金(保険料を負担して年金を受給)は、ことし五月から、福祉年金は、ことし六月からそれぞれ二・〇割引き上げが予定されています。

具体的な引き上げは三月の国会で決定しますが、拠出年金の十年年金が月額二万九千七百九十二円から三万三千七十五円、障害年金一級は月額五万八千六百二十五円が五万九千七百七十五円となる予定です。

老齢福祉年金では月額二万五千五百円が二万五千六百円となる予定です。

10年年金は月三万三百七十五円に引き上げ予定

保険料を納めた期間が一定期間以上ないと受給できないことになっています。万が一の事故に備えて保険料はキチンと納めましょう。年度末にあたって納め忘れがないかもう一度確かめてください。



世代と世代の助け合い

樹里さんと一緒

—朝日バレーボール教室—

少しでも多くの人にバレーボールの楽しみをと「朝日バレーボール教室」が、3月4日、前日本女子バレーボールの名アタッカー横山樹里さんを講師に招いておかの町の町民体育館で開かれました。

この教室は、昨年に続き2回目会場の町民体育館には、町内バレー少年団から5・6年生、120名が参加。横山さんの到着に大観声——。2時間ほど横山さんからバレーの基本を習い、6年生と卒団記念写真を撮るなど、憧れの犬先輩との夢の対面に楽しい教室となりました。



バレーの基本を教える横山さん

どう—だうまいモンダ

—第一保育園にサル回し訪問—

第一保育園に「おサル」さんがやって来ました。着物を着て、おじさんの太鼓に合わせ、じょうずに芝居を演ずる名俳優です。しかし、ちょっぴり気まぐれ君、時どきおじさんの言う事を聞きません。でも、輪をクルのは得意、最後に園児と握手して、スター気どりのおサル君でした。(3月5日第一保育園で)



なかよくしょうネ。

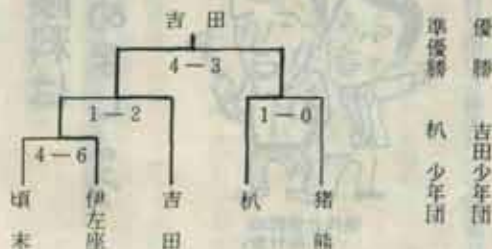
どうだ人間様にも
できるかなー。

吉田 7年目の初優勝

—野球少年団お別れ大会—

卒団記念行事として、野球スポーツ少年団のお別れ大会が、3月4日、吉田小学校グラウンドで開かれました。

試合は、5チーム(碩末、伊左座、吉田、杵、猪熊)によるトーナメント戦で争われ、吉田少年団が団結成以来、7年目にして初めて優勝しました。



年寄りも勉強せにやー

おじちゃん
おばあちゃんの教養講座

もう自分の役目は済んだと、とかく家に引き込みがちなお年寄りに、豊富な人生経験を積極的に地域社会に役立ててもらい、生きがいのある充実した生活を創り出してもらおうと、おじちゃん、おばあちゃんの教養講座が秋山荘で開かれました。第一回目は、「古き良きしきたりを後世に伝える私達の役割」と題して、須恵町公民館長・永島正夫先生の講演。第二回目は、「こころ豊かに生きる」と題して、鎌栗町ノノ滝寺住職・桐生公俊先生の講演がありました。



熱心に受講するお年寄り

お年寄りのための —交通安全教室—

お爺ちゃん、お婆ちゃん外出のときは「目立つ服装」で—。
3月7日・8日、秋山荘では、お年寄りのための交通安全教室が開かれました。昨年の県内交通事故による死亡者は、301人、この内お年寄りの死亡者は72人と、全体の24%を占めております。交通事故から身を守るためにどうしたらよいのか、お年寄りの方も考える必要があります。

交通安全教室では、お年寄りが外出する時の注意事項などを、折尾警察署交通課の婦警さんが演じる劇で、おもしろく、わかりやすく、お爺ちゃん、お婆ちゃんに説明し交通事故に合わないで、長生きしてくださいと、孫のような婦警さんの熱演に、盛んにうなずき、拍手をお送っていました。



交通安全教室で熱演する婦警さん。

伊左座ストリート勝ち —バレー少年団お別れ大会—

水巻町バレー少年団の卒団お別れ大会が、去る3月11日、直方少女バレークラブと木塚瀬ガールズ、三葉クラブ(香月)の3チームを招待し、町民体育館で行なわれました。

試合の結果、予選、決勝トーナメントともにストリート勝ちの伊左座少年団が優勝しました。



試合後、後輩たちから盛大に送られる卒団生

消費者

質問箱

相談

(ケース1) 高校生の息子が、勝手に二十八万八千円もする学習教材の購入契約をしまいました。どうしたらいいのでしょうか。

答

いずれも訪問販売によく見られる「未成年者の契約」についてのものです。
未成年者(既婚者を除く)が、法定代理人(父母など親権者または後見人)から許された範囲を超

(ケース2) 東京の学生寮にいる十九歳の息子が、半ば強引に勧められ、三十六万円の英会話教材セットの購入契約をしまいました。契約書に記入するとき、セールスマンから「年齢は二十歳と書きなさい」と言われたといいます。契約を取り消すことができますでしょうか。

える額について購入契約をする場合は、原則として、あらかじめ法定代理人の同意が必要です。その同意を得ないで契約した場合は、契約を取り消すことができます。

□未成年者の契約□ 父母などの同意の ないものは無効

契約の取り消しは、未成年者本人または法定代理人のどちらでもできます。契約が取り消されると、さかのぼって無効となり、初めからなかったものとして取り扱

われます。ですから、すでに商品を受け取っている場合は返品し、代金を支払っていただければ、その分を返してもらうことができます。なお、たとえ受け取った商品

使用していたとしても、原則として、そのまま返せばよいことになっていきます。しかし、未成年者の契約でも次のような場合などは取り消すこと

ができませんので、注意してください。
▽契約額が、法定代理人から処分を許された範囲内である場合(個人によって差があるので、それぞれのケースで判断される)
▽未成年者なのに、相手に、成人である、と信じこませた場合(「ケース2」は、セールスマンが未成年者であることを知っていたので、このケースには当てはまらない)
▽未成年者のときに契約し、成人になってからも代金を支払い続けた場合
▽法定代理人が、代金を支払った、商品の引渡しを請求した場合

第36回 婦人週間

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別活動として、昭和二十四年に設けられたもので、我が国



4月10日～16日

の婦人が初めて参政権行使した四月十日を記念して、この日から一週間を婦人週間として、お楽しみ。

この週間で、婦人週間ダイヤル相談室を開設いたします。家庭問題(子供、老人、夫婦など)や職場内の問題(人間関係や男女差別など)、再就職問題、母子家庭問題など婦人の悩みについてご相談に応じます。

すくすく育てクスの木

水巻中の緑化に「自治宝くじ」から助成

緑豊かな学校づくりを目指し、緑化事業を進めている水巻中学校に緑化推進のためにと、「自治宝くじ」から助成がありました。

水中では、この助成金で運動場にクスの木を植樹するなど校庭の整備を行いました。



校庭の緑化が進みます



※詳しくは、校庭管財係に問い合わせ下さい。(電話201・4321内404・413)

▽受付期間 4月2日～4月14日 (土曜日の午後、日曜日は受け付けをいたしません)
 校庭管財係管財係
 役場管財係管財係
 建設業者カード(町指定)を管財係で配布していますので、これに記入のうえ提出してください。

町の建設工事指名願を受け付けます
 昭和五十九年度に水巻町が発注する建設工事、管工事、測量、地質調査業務等の入札、見積りに参加を希望される方を次の要領で受け付けます。
 4月2日～4月14日

ダイヤル相談室
 092-411-4894
 ○4月10日～16日 9.00～16.00
 (14日は12.00まで、13日と15日は休み)

前号の解答

〈詰碁解答〉
 白1のカドが第一手で続いて、3のナラビが覆つづみの妙手

〈詰碁正解〉4二角、1三五、2五柱、2三五、2四角成、同飛、3三金まで7手詰め。
 〈解説〉4二角に対し3三金なら1四金、3四五、3五金まで。正解5手目の2四角成がすばらしい妙手で、玉方が、どう応じても金打ちの詰みです。

少年自然の家

事業名	期日	日数	対象及び参加人員	主な活動内容
学校関係 利用者研修	4月19日(木)～4月20日(金)	1泊2日	・小中学校等教職員 ・学校教員行政関係者 150名	・プログラム立案と展開法 ・各種活動の実演
少年団体関係 利用者研修	6月2日(土)～6月3日(日)	1泊2日	・子供会等少年団体指導者 ・社会教育行政関係者 150名	・プログラム立案と展開法 ・各種活動の実演
春の自然に親しむつどい	5月19日(土)～5月20日(日)	1泊2日	・小学生以上の子どもと親(祖父母) 200名	・自然探訪 ・レクリエーション
少年団体ボランティア・リーダー研修	6月23日(日)～6月24日(月)	1泊2日	・子供会等少年団体の指導者及びボランティア・リーダーを志す者 50名	・指導者としての資質と技術の向上

※募集の問合せ及び申込みについては、少年自然の家(電話0940-82-211)に問合せください。お問い合わせの際は、参加希望の団体、氏名、学年、電話番号等必ず記入のうえ、19日11:30迄事務局(水巻町)まで「第36回少年自然の家(春の自然の家、関係者)」に送付して下さい。募集人員になり次第の場ります。

事業名	期日	日数	参加対象
青年団体リーダー養成講座 ・集団運営の基礎理論と今日的課題について研修する	○一期6月23日(土)～24日(日) 1泊2日 ○二期8月25日(土)～26日(日) 1泊2日 ○三期12月8日(土)～9日(日) 1泊2日		・青年団体各種グループ・サークル ・4日クラブ(農業関係グループ)等
青年レクリエーションリーダー研修 ・前期 ・後期	4月28日(土)～30日(日) 2泊3日 9月22日(土)～24日(日) 2泊3日		・県内各市町村及び職場環境にあつては、レクリエーションリーダーを志す者 ・全期参加が原則。但し、一部のみの参加も可
青少年キャンプ指導者研修	5月25日(金)～27日(日) 2泊3日		青少年育成指導者、青年の家キャンプ利用団体の指導者、その他キャンプ指導者を志す者
英彦山青年の家まつり(交歓のつどい)	6月2日(土)～3日(日) 1泊2日		小学生以上

○くわしいことは下記におたずねください。
 〒824-07 福岡県田川郡志田町大字英彦山 電.09478-5-0101 (代表)

ふるさと探訪

わたしたちのふるさととは、炭坑と深いつながりをもった町です。昭和9年三好鉱業所までの炭坑について、みなさんに紹介していきます。

水巻昔ばなし

焚石会所

石炭物語(六)

つぎの享和四年(一八〇四)においても運賃手取の両部は、肩焚石の旅出し(藩外への販売)を藩へお願いをしている。

「数十ヶ年、この業を相継ぎ度世仕り候者は、おびただしく御座候あいだ、別して川船頭ども、秋冬は若松に御米の積み方仕り候。そのため前後一ヶ年のうち八ヶ月ほどは積荷の運送はござなく大いに困窮仕り候。右の肩焚石の積方をもってすれば家内(船頭の)を養育仕り、なお余斗(余剰)をもって船仕事などの仕事を仕り候義にご座候」

この請願者は、遠賀郡虫生津村大庄屋毛利長八郎(水巻九ヶ村もその配下)と鞍手郡直方町大庄屋庄野与四右衛門の兩人で、その計画は肩石炭を三田尻の塩田に売って、その利益金を奉行所で保管して、これによって凶作の年を乗り切る考えであった。おそらく郡の行政にたずさわっていた大庄屋が、配下の村々の疲弊しているのをみかねての計画であったと思われる。

もっともこれ以外に郡奉行所においては、百姓の救済やヤマの運賃資金などで郡費が加さんで、藩には内緒で焚石の旅出しをしてきたが、その量が次第に多くなると藩の知るところとなり、その弊害を除くため文化十三年(一八一六)に藩は新しい制度を設けている。これに先立ち藩は、遠賀郡岩瀬村大庄屋久五郎、木屋瀬村大庄屋藤平、小石村大庄屋正次郎の三人をよび寄せて意見を聞き、これによって「焚石会所」という新しい制度を設けている。なお、この制度と「焚石仕組」の異なるところは、今まで郡奉行の取扱っていた

焚石行政を直接藩の支配下におき、その利益はすべて藩の収入にあてたことである。したがって焚石会所になると、藩は財政窮乏の折からこれによって収入をあげるため、今まで決っていた焚石の旅出しを積極的におこなうようになり、そのために百姓の副業だけでは労力が不足してきたので、他国から旅人掘子の応援を求めている。当時、焚石会所は始め底井野村の奉行所内に設置されていたが、文政九年(一八二六)に芦屋へ移転をし(現在芦屋西浜町に石碑あり)、十三年には若松村にも新設している。また天保八年(一八三七)には「焚石会所作法書」なるものを作成して、これによる作業が明治四年(一八七二)に「鉱山解放令」が發布されるまでおこなわれていた。

以上のように石炭は、文化年間から藩の財政に大きく貢献するところとなったが、これに至るまでは貝原益軒が「筑豊は焚石の産地なり」と書いてから約一三〇年がたち、また焼きガラを芦屋炭といって藩士の家庭で使うようになってから、約一〇〇年が経過している。さらにまた、この間に掘子は、百姓の農閑期の手間仕事から貧農や遊民の日銭を得るための賃仕事へとかわり、さらに専業の旅人掘子の出現によって、季節採炭から年中採炭へかわって新しい時代を迎えている。なお焚石会所がどのような組織であったのか次に記す。

「総取締役」、郡奉行または郡代がこれにあたり、会所、山元、川船など諸役の任免、その他一切の権限をつかさどる。

「会所手代役」 川下げをした焚石、石炭の質と量の検査、販売、監督、代金受領などの実務をおこなう。芦屋二名、若松四名を常駐さす。

「問屋役」 神船への積込み、販売など手代役の助手。

「福岡銀会所」 福岡市中にあつて資金の調達、貸付、藩利益の管理など。

これに対してヤマ元では、次の組織からなっていた。

「山元みかじめ役」 遠賀鞍手両郡の大庄屋から一名を任命、焚石会所との連絡調整、山元管理など一切をつかさどる。

「山元総代」 各郡において庄屋のなかから二、三名任命、郡内の連絡調整にあたる。

「山元」 おおむね組頭を任命する。その村の焚石丁場の運営管理にあたる。

なお、藩は毎年、これらの組織を通じてヤマ元へ予定採炭高を提出させ、これと需要を勘案して、その年の採炭量と予算を決定していた。したがってヤマ元では、焚石会所から

運営費として焚石一〇〇斤につき五文の前借をうけて作業にあたったが、しかし、この金には一ヶ月につき一步の金利がついていたと石井家文書「焚石山元前借借状帳」に記されている。

(文) 水巻町郷土史研究会 会長 柴田貞志

片側通行にご協力ください

次の路線は、道路改良舗装工事のため片側通行となります。工事中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

▽中橋・伏原線(県道中間水巻線より一八〇メートル)

・工期 3月20日/5月25日

▽頃末・二線(水巻駅前切り下二側に一七メートル)

・工期 3月20日/5月31日

くらしの情報

町営住宅の空家募集

町では、昭和59年度空家町営住宅(別表参照)の入居者を次のとおり募集します。希望者は早めに申し込みください。

▽申込み受付期間

3月26日～4月10日

▽申込み用紙の交付

役場住宅課及び住民課窓口で3月25日から交付します。

▽申込み先

役場住宅課住宅係

▽申込み資格

①水巻町内に住所または勤務場所があること。

②水巻町内で外国人登録を行って

いる方で「昭和27年4月28日(平和条約発効日)に日本国籍を離脱した者で、昭和20年9月2日(ポツダム宣言受諾の日)以前から引続き本邦に在留している者、及びその直系卑属で本邦で出生し、引続き在留している者」であること。

③協定永住の資格を有する者及びその直系卑属で本邦で出生し、引続き在留している者。

④現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む)があること。

⑤申込者及び同居親族の収入の合計が一定水準以下であること。

⑥現に住宅に困窮している者。

⑦家賃の支払い等につき確実な連帯保証人一名があること。

⑧入居する世帯全員が町内で円満な社会生活ができること。

⑨町税等の滞納がないこと。

※申込みは、一世帯で一戸しかできませんので、どの種類に申込みかを決めて申込み下さい。

なお、郵送による申込みは受けられません。

- 水巻町役場…………… ☎201・4321
- 遠賀保健所…………… ☎201・4161
- 八山荘…………… ☎202・6230
- 水道工事センター…………… ☎201・4448
- 身障者センター…………… ☎201・0794
- 水巻駅…………… ☎201・3100

国民健康保険証の切替え

あなたが今持っている国民健康保険証(紺色)は、今年の三月三十一日までしか使用できません。

次の日程で新しい保険証を交付しますので、日時厳守のうえ手続きをして下さい。

あなたが今持っている国民健康保険証(紺色)は、今年の三月三十一日までしか使用できません。この切替え時期(3月31日)までに納められますようお願いいたします。

団地名	種別	構造	間取り	使用料	募集戸数
高松	1,2混合	5階建耐	6・6・6・DK	13・000円	10戸
鯉口	1,2混合	5階建耐	6・6・6・DK	17・000円	3戸
吉田	1,2混合	5階建耐	6・6・6・DK	8・500円	7戸
垣添	1	木造平	6・6・6・DK	7・000円	5戸
猪熊	1	木造平	6・6・6・DK	7・000円	5戸
野間	2	木造平	6・6・6・DK	5・700円	5戸
いわせ	2	2階建平	6・6・6・DK	18・000円	5戸

遠賀・中間

広域組合

職員募集

▽採用職名 一般行政職(兼護老人ホームの養母)

▽採用人員 女子 一名

▽受付期間 4月16日～4月21日

▽受験資格 ①昭和29年4月1日から昭和38年3月31日までに生れた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に該当しない人

▽申込み用紙請求及び申込み先

遠賀・中間地域広域行政事務組合総務課庶務係(遠賀町松の元 番293・3581)

保険証の切替え日程

月日	地区名	時間	場所
3月28日(水)	立屋敷、伊左座、みずほ団地、二、二町住、下二、下二町住、入江興産、林住宅、吉田一、吉田二、吉田三、吉田団地	午前9時 午後4時	役場西別館 (水道課横)
3月29日(木)	鯉口団地、鯉口分譲団地、美吉野団地、垣末、杵、杵社宅、宮ノ下社宅、高尾団地		
3月30日(金)	古賀、新生街、梅ノ木団地、高松団地、樋口、猪熊、猪熊町住、おかの台、古賀団地		

あなたも手話を

始めてみませんか!

「手話講座を開設」4月12日～7月26日

町では、聴覚障害者及び言語機能障害者の福祉増進を図るため、次のとおり「手話講習会」を開きます。

▽参加資格 聴覚障害者等の福祉に熱意をお持ちの方。
▽講習日程 4月12日 午後7時

○講習日 4月12日から7月26日まで、毎週木曜日の午後7時から午後8時30分まで
○会場 水巻町役場東別館
○会費 30名
▽費用 無料
▽申込方法 手話講習会参加申込書(役場)



社会保険生保でお渡し致します(記入され、民生係に提出して下さい)。
※詳しいことは、役場社会課民生係にお尋ねください。

標準小作料

改訂のお知らせ

昭和四十五年の農地法改正によって導入された標準小作料の制度は、三年毎に見直しが行なわれることになっております。今年がその改訂の年で、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

農地の区分	田
適用地域の範囲	水巻町全域
10アール当り標準小作料	28,000円

農業近代化資金

の金利を改正

最近における預貯金金利及び貸付金利の引下げ等、金融情勢の変化に伴い、福岡県農業近代化資金

区分	種別	基準金利	利子補給率	実効金利	備考
個人	一般	8.5%	3.5%	5.0%	農協融資
	小土地改良	8.5	3.5	5.0	
	農業団地	8.5	3.5	5.0	
	地域再編	8.5	3.5	5.0	
共	一般	8.5	3.5	6.0	農協外融資
	小土地改良	8.5	3.5	5.0	
	農業団地	8.5	2.5	6.0	
	地域再編	8.5	2.5	6.0	
同	一般	7.5	1.5	6.0	農協外融資
	小土地改良	7.5	2.5	5.0	
	農業団地	7.5	1.5	6.0	
	地域再編	7.5	1.5	6.0	

利子補給規程の一部が、59年2月3日以降に貸出されたものから次のように改正されました。

4月の心配ごと相談

相談は無料で、秘密はかたく守ります。お気軽にご相談ください。

▽日時 4月3日、4月10日、4月17日、4月24日、いずれも13時～16時

▽場所 町民会館日本間
▽主催 町社会福祉協議会

中間・遠賀地区

少年の船団員募集

▽研修開日 8月9日～8月13日
▽研修地 沖繩
▽募集期間 4月2日～4月28日
▽応募資格 遠賀・中間地区在住の小学四年生から小学六年生

▽費用 5万円
▽申込み先 町教育委員会

み用紙を受け取り、中間市置島(働く婦人の家)内、中間地区少年の船実行委員会にお申込み下さい。

寄付のお礼

寄附返しとして、次の方から社会福祉協議会にご寄附がありました。

吉田緑風園 故今田シズコ殿 今田鏡治殿

無縁墳墓の改葬

▽所在地 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島字二本松六四番一
○届出先 佐賀市役所建設部監理課(電話0952・24・315)

○届出期限 59年3月31日まで

確定申告が間違っていたとき

確定申告が間違っていたときは、更正の請求が修正申告ができます。

更正の請求 確定申告をして、納めた税金が多かったときや還付を受けた税金が少なかつたときは、「更正の請求」をすると、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金の還付を受けることができます。

また、確定申告で「各種控除額」欄の記載を忘れた方も更正の請求をすることができます。※期限は、昭和60年3月15日までは、

修正申告 確定申告をして、納めた税金が少なかつたときや還付を受けた税金が多かつたときは、早めに修正申告をする方が有利です。

税務署の調査を受けてからの修正申告ですと、追加して納める税額の5%の加算税がかかりますが、調査前の申告ですと、加算税はかかりません。

更正の請求や修正申告をする場合の用紙は、若松税務署(☎761・2536)に用意してあります。



医療費を支払ったとき 災害をうけたとき
住宅新築のとき 年度の途中で退職して年末調整を受けないとき

保健衛生だより

母子手帳の交付

▽日時 4月2日 午前10時
4月16日 午前10時

▽場所 役場西別館

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明、個人相談

※注意事項

①保健所での妊婦検診終了後10日以上経っていること。

②印鑑を持参のこと。

③できるだけ本人がおいで下さい。

4カ月児健康相談

▽日時 4月6日(金)

午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

※4カ月児(58年11月3日～58年12月7日生)の乳児に対して、ハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ母子手帳とバスタオル、本人の気に入ったおもちゃを一つ持参しておいでください。なお転入等でハガキが届いてない方は、衛生係へ連絡し当日おいで下さい。

7カ月児健康相談

▽日時 4月9日(月)

午後1時～午後2時

▽場所 役場西別館

▽対象児 7カ月児から8カ月児

▽内容 身体計測、運動発達観察、その他個人相談

※母子手帳とバスタオル、本人の気に入ったおもちゃを一つ持参ください。

1歳6カ月児健康相談

▽日時 4月2日 午後1時
4月16日 午後2時

▽場所 役場西別館

▽対象児 1歳6カ月
1歳8カ月児

▽内容 身体計測、個人相談

※受診者には、備料検診無料券を発行いたします。



三種混合の予防接種

(百日せき、ジフテリア、破傷風)

▽対象児及び実施方法

第一期の接種……2歳から4歳までの幼児で、3週間から8週間の間隔で3回接種

第二期の接種……第一期の3回完了後、1年から1年6カ月経過している幼児で一回のみ接種

▽開催日時 59年5月～60年3月(原則として毎月一回、第一金曜日又は第三金曜日)

▽場所 遠賀保健所

○時間 9時30分～12時

▽受講人数 15名で締切ります

▽申込み先 役場保健衛生係

▽次の事を必ず守って下さい
・当日の朝、体温を計って来る
・前日までに役場衛生係に「問診票」を取りに来て下さい。
・問診票に捺印して下さい。

三種混合予防接種の日程

	月日	時間	場所
1回目	4月3日	交付	町民会館
2回目	4月25日	13.30～14.30	
3回目	6月8日	14.00～15.00	
追加日	6月29日		

食生活改善教室

受講生募集

健康は、毎日のバランスが取れた食事と適度な運動が大切です。あなたの家庭では、塩分を取りすぎていませんか? 遠賀保健所では、「食生活改善推進教室」を次のとおり開きます。

▽開催日時

○期間 59年5月～60年3月(原則として毎月一回、第一金曜日又は第三金曜日)

▽場所 遠賀保健所

○時間 9時30分～12時

▽受講人数 15名で締切ります

▽申込み先 役場保健衛生係

寝たきり老人の看護法

目覚めから就寝まで

朝の洗面は、一日のスタートとして大切です。忘れないようにしましょう。

①枕をはずす(あごがふきやす

い)。

②頭の下に大タオル(バス・タオル)、襟もとに中タオル(手ぬぐいの大きさ)を当てる。

③熱い湯でしぼった小タオル(ハンカチの大きさ)を手に巻き、目頭から目じりへ順に鼻、頬、口の下の順に、襟もとに当てている中タオルで湿り気をとる。

④首の回りをふく場合は、あごの下、其の下側へ後ろの首すじの順で。

⑤目頭と目じりは、目やにがたま

りやすいので、気をつけてふいてあげましょう。目やにが固くついているときは、一～二%の硼酸水か湯ざましを綿かガーゼに湿らせて、目頭から目じりへとふきま

す。

⑥首すじは汚れやすい部分です

から、ベビ用の入浴剤が石けんを少し使ってふいたほうが、さっぱりときれいになります。湯も替えて、ていねいにふいてください。

⑦男性はひげが伸びるとやつれて

みえますから、毎日そるようになります。かみそりは、電気かみそりがよいでしょう。そり上がった

ら、熱めのおしほりでふいて仕上げをします。



顔をふく方向



4月のし尿汲取予定日

- 2日 頃末(1、2、3、4、7、10区)、猪熊6区
- 3日 頃末(1、7、8、16区)、林住宅、吉田三(相模町住)、猪熊2区
- 4日 頃末(22、23区)、吉田二6区、吉田三5区、猪熊10区
- 5日 頃末(22、24区)、吉田二(1、2区)、吉田三(2、5区)、猪熊3区、15日回り(環境整備)
- 6日 吉田三(1、2、3、5、6、11区)、15日回り(大伴社)、猪熊(2、4、5区) 頃末(15、25区)、新生街(山ノ口団地)
- 7日 吉田三(緑風園)、頃末(18区、松栄荘) 猪熊(2、3、10区)
- 9日 頃末(5、17、19、20、21区、松栄荘)、美吉野
- 10日 頃末(9、10、12、20、21区、みずまき苑) 美吉野、下二、伊左座、立屋敷
- 11日 頃末6区、下二、二、吉田一(4、5、6、7、8、9区、吉田工場団地)、吉田二(1、8、9、川端通り、本村)
- 12日 頃末(11、14、区)、吉田二(3、5、6、13、14、15、16区)、二
- 13日 吉田二(3、4、6、7、8、9区、イワセ町住)、吉田一3区(月夜待)、机社宅、立屋敷、古賀、新生街
- 14日 下二町住、二町住、吉田一3区(商店街)、吉田三(車返し)、古賀、机
- 16日 二町住、吉田団地(37-43、46-52棟)、古賀、机
- 17日 吉田団地(19-22、27-36、44、45、53-57、86、94-101棟)
- 18日 吉田団地(1-6、8-10、12、16-18、23-26、60-65、83-85、102-104、109-113棟)、樋口(卯月、中井樋口)
- 19日 吉田団地(7、11-15、66-73、75-82、87-93、105、108棟)、樋口
- 20日 下二(1-3区)、吉田団地(分譲)、15日回り(大伴社、環境整備)
- 21日 二(1、2区、野間町住)、吉田二(本村)、古賀県住
- 23日 二、伊左座
- 24日 二(1、2区)、伊左座(3、5区)、下二(4、10区、双葉荘)、猪熊
- 25日 下二(5-7区)、伊左座(3、5区)、樋口、猪熊
- 26日 みずほ団地、樋口(赤水、川端通り)
- 27日 みずほ団地
- 28日 猪熊、樋口

— お 願 い —

汲取口の近くには、犬をつながないで下さい。犬が噛みつく事故が起きています。

元 気 な 赤 ち ゃ ん



みよし まい
三好 麻依ちゃん
昭和58年4月30日生
(忠夫美)さんの長女

テレビの音に合わせて調子を取り、伝い歩きもスイスイ。春の花が咲く頃には、外で一人歩きをしています。うそのつけない良い子になってネ。

(吉田片山428)



まさこ みか
佐々木美香ちゃん
昭和58年4月25日生
(健次春)さんの長女

伝い歩きが上手になり、いたずらが好き。自分の好きなテレビ番組があったら一生懸命見えています。素直な女の子に育ってほしいと思っています。

(おかの台10棟)

保育園児を募集してます

町では、現在、町立第一・第二・保育園、水巻みなみ保育園、水巻吉田保育所の園児を募集しております。申込み方法及び入所基準等については、1月10日号の広報をご覧ください。なお、詳しいことは、役場社会課老人児童係にお問い合わせください。

月 日	場 所	時 間
4月2日 (日)	二公民館	10:00~10:50
	二町住公民館	11:00~11:30
	伊左座公民館	13:30~14:00
	みずほ公民館	14:10~15:00
4月3日 (火)	下二町住公民館	10:00~10:50
	下二公民館	11:00~11:30
	立屋敷公民館	13:30~14:00
4月4日 (水)	古賀公民館	14:20~15:00
	机公民館	10:00~10:30
	猪熊町住公民館	10:50~11:00
4月5日 (木)	猪熊公民館	13:30~14:10
	樋口公民館	14:20~15:00
	吉田二公民館	9:40~10:30
4月5日 (木)	吉田三公民館	10:40~11:30
	吉田一公民館	13:20~13:40
	町民会館	14:00~15:30

この日程に決めた犬は次の予備日程で受けてください。

月 日	場 所	時 間
4月20日 (金)	下二町住公民館	10:00~10:30
	吉田二公民館	10:50~11:20
	猪熊公民館	13:30~14:00
	町民会館	14:20~15:00

▽登録料 2,100円
▽注射料 1,260円

開業医師より個人的に注射を受けられる場合、別途500円が必要です。

犬の登録と狂犬病予防注射

59年度の保健ごよみ

母子保健事業

事業名	日程	時間	対象者
母子手帳交付	毎月第1・第3月曜日	午前10時～	全妊婦
母親学級	奇数月第1・2・3月曜日	午後1時～3時	初妊婦
4ヵ月児健診	毎月第1金曜日	午後1時～3時	生後4ヵ月児
7ヵ月児健診	偶数月第2月曜日	午後1時～3時	生後7ヵ月児～8ヵ月児
1歳6ヵ月児健診	偶数月第1・3月曜日	午後1時～3時	生後1歳6ヵ月児～1歳7ヵ月児
3歳児健診	6月7日	午後1時～3時	満3歳～4歳未満
母子栄養食品	毎月1日	午前9時～11時	生保・非課税世帯の妊婦・乳児
療育相談	毎月第3金曜日	午後1時30分～午後4時	ことばの遅れ 身体発達の遅れたもの

成人病対策事業

事業名	日程	時間	対象者
一般健康診査 (精密診査)	5月26日、6月23日 7月28日、8月25日 9月22日、10月27日 11月25日	午前9時～11時	40歳以上
	5月～10月		各医療機関で実施
胃ガン検診	7月17日、18日 60年3月27日	午前9時～10時	40歳以上
子宮ガン検診	7月19日、25日 60年3月28日	午前9時～10時	30歳以上 女性
乳ガン検診	12月19日 60年2月20日 60年3月20日	午後1時 1時30分	女性全員
健康教室	7月3日、10日、17日、24日、31日 8月7日	午後1時～3時	希望者
糖尿病教室	11月8日、15日、22日、29日	午後1時～3時	本人又は家族
健康相談	4月～60年3月	午前10時 午後2時	本人又は家族

予防接種

接種名	日程	接種方法	対象者	備考
生ワクチン (小児マヒ)	5月9日、10月9日	生ポリオワクチンを口中に注入	生後3ヵ月～48ヵ月	生後3ヵ月から18ヵ月が目安
三種混合	4月3日、25日、9月5日、26日 6月8日、29日、11月7日、28日	(1期) 3～8週間隔で3回 (2期) 1期完了後12～18ヵ月1回	生後24ヵ月～48ヵ月	百日ぜき、破傷風、ジフテリア
ツベルクリン反応 BCG	7月11日、BCG 7月13日	ツベルクリン判定後陰性者 BCG	生後3ヵ月～4歳	
麻しん(はしか)	7月と8月を除いた月	1回	生後12ヵ月～72ヵ月	中村、楠本、森田、前原の各医院
日本脳炎	5月、6月	初回 1～2週間隔で2回 翌年より毎年1回	3歳以上	
インフルエンザ	10月、11月、12月	2～4週間隔で毎年2回	3歳以上	

※ 昭和59年度中に行なわれる保健事業の計画表です。 目のつく所に貼って、ご利用ください。